

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

| | | | |
|-----------------------|--|---|---|
| 条 例 名 | 神奈川県統計調査条例 | | |
| 条 例 番 号 | 昭和 26 年神奈川県条例第 43 号 | 法 規 集 | 第 1 編第 1 章第 2 節 |
| 所 管 部 局 室 課 | 総務部統計課 | | |
| 条 例 の 概 要 | 県が統計調査を実施するに当たり、調査対象者の申告義務、調査員等による 実地調査、調査結果に係る秘密の保護、調査結果の公表など、必要な事項を定 めている。 | | |
| 検 討 | 視 点 | 検 討 内 容 | 備 考 |
| | 必要性 (現在でも 必要な条 例か。) | 県統計調査は、条例制定のための基礎資料を得 るなど、県政の政策決定を行う上で重要な役割を 果たしており、県民に申告義務を課すものもあり、 その実施のため必要な事項を定めた当条例は現在 でも必要である。 | 県統計調査実施件数 19 年度 59 件 18 年度 60 件 17 年度 56 件 (延べ件数) |
| | 有効性 (現行の内 容で課題 が解決で きるか。) | 統計の正確性の確保に関しての本条例の規定は 有効である。一方、統計のさらなる有効活用や個 人情報保護意識の高まりといった社会情勢の変化 への対応も求められており、改正を検討する必要 がある。 | |
| | 効率性 (現行の内 容で効率 的といえ るか。) | 統計調査の結果は、速やかに公表することとし ており、効率的に運用している。 | |
| | 基本方針適 合性 (県政の基 本的な方 針に適合 している か) | 統計調査の結果を速やかに公表することによ り、「県民に開かれた行政」という行政システム改 革基本方針に適合している。 | |
| | 適法性 (憲法、法 令に抵 触しな いか。) | 県民に義務を課すなどの規定を有するが、合理 的な範囲内であって、憲法、法令に抵触しない内 容である。 平成 19 年 5 月に統計法の改正がされており、こ れを踏まえた条例の改正を検討する必要がある。 | |
| | その他 | | |
| 見 直 し 結 果 | 改正・廃止の必要はない。 <u>改正・廃止を検討する。</u> | 理 由 統計法が全面改正されたこ とから、その趣旨を受けると ともに、統計の有効活用の観 点から、県民が情報を容易に 入手し、利用できる公表方法 を規定するなどの改正を検討 する。 | 特 記 事 項 |
| | 次回見直し予定 | 未定 | 見直し規定の有無 (有) 無 |